

告 示

埼玉県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

みさと団地中心施設

埼玉県三郷市彦成三丁目百六十六番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）（店舗A）午前九時から午後三時三十分

（店舗B、E、F、H、L、O、P、V、Z、え、き、く）午前九時から午後七時

（店舗C、N、Q、R、あ、う）午前九時から午後七時三十分

（店舗D、G、M、S、U、お、か）午前九時から午後八時

（店舗T）午前九時から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時

ハ 変更年月日

令和四年二月一日

ニ 届出年月日

令和四年一月三十一日

二 縦覧期間

令和四年二月十八日から令和四年六月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年二月十八日から令和四年六月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課